

秘密保持に関する覚書

2023年 NEDO SSA プログラムの受講（以下「本件目的」といいます）に関し、開示される秘密情報の取り扱いについて、次の通り承諾します。

第1条（定義）

1. 本書面の秘密情報とは本件目的に関連して開示される、事務局、講師、OJT 対象企業や起業家に関する情報、本プログラムの教材、受講生個人に関する情報をいう。
2. 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - 1) 開示者から受領したとき、受領者がすでに自ら正当に所有していた情報
 - 2) 開示者から受領したとき、すでに公知であった情報
 - 3) 開示者から受領した後、受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - 4) 正当な権限を有する第3者から守秘義務を伴わずに適法に入手した情報
 - 5) 受領者が秘密情報に依存することなく、独自に創作または開発した情報

第2条（秘密保持）

受講生は、秘密情報が第3者に漏洩しないよう、自己が秘密として管理する情報と同等の注意をもってこれを取り扱うものとする。受講生は、開示者の書面による事前の承諾がある場合を除き、秘密情報を本件目的以外の目的で利用、開示、複製または複製しないものとする。

第3条（秘密情報の開示）

受講生は、本条に基づき秘密情報の開示を受ける者に、本書に定める義務と少なくとも同等程度の義務を負わせるものとし、その他の第3者に対し開示する場合は、開示者の書面による事前の承諾を得るものとする。

第4条（権利の不付与）

受講に係る情報の開示は、受講生の学習の範囲を超える何らかの知財権利を許諾、授与することを意味するものではない。

第5条（損害賠償）

受講生が、自らの責に帰すべき事由により本覚書に違反し、開示者もしくは NEDO に損害を与えた場合、損害賠償責任を負うものとする。

第6条（有効期間）

本書は、署名日から1年間まで有効とします。ただし本書に定める秘密保持義務は署名日から10年間有効とする。

第7条（準拠法および管轄）

本書は、すべて日本法に準拠、解釈されるものとし、その紛争については国内の管轄裁判所とする。

第8条（協議）

本書に定めのない事項および本承諾書の解釈について疑義を生じた事項については、誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

以上、合意して次の通り署名します。

氏名 _____